

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成30年 1月 23日

案件名	相模原市立障害者支援センター条例の一部改正について									
所管	健康福祉	局区	福祉	部	障害政策	課	担当者		内線	
概要	障害者支援センター松が丘園の設置条例である相模原市立障害者支援センター条例について、相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴い、障害者総合支援法や障害者雇用促進法の改正等を踏まえ、現行規定の適時性を確保するため一部改正を行うもの。									
審議内容(論点)	改正内容について 今後のスケジュールについて									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議(希望)日	関係課長会議	平成30年	1月	10日	政策調整会議		年		月	日
	局・区経営会議	平成30年	1月	26日	政策会議		年		月	日
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期		平成30年3月	定例会議	報道への情報提供		なし	
	パブリックコメント	なし	時期				議会への情報提供		なし	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし					
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等		調整項目		調整状況			
			総務法制課		条文、議会对応等について		調整中			
			企画政策課		パブリックコメントについて		調整済			
	打合せ・会議の経過									
			月 日	会議名等		内 容				
			H30.1.10	関係課長会議		相模原市立障害者支援センター条例の一部改正について				
備考										
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。 (局経営会議)									
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課 精神保健福祉課		企画政策課(代) 健康福祉総務室			経営監理課 障害政策課		障害福祉サービス課		
これまでの庁議での主な意見	第3条の実施事業に関する規定の追加部分について、福祉研修センターの実施する研修は施設従事者に限らず障害当事者や一般市民も対象として実施しているため、幅広く読めるような表記となるよう工夫してはどうか、ご意見を踏まえ規定を検討する。									

事案の具体的な内容

1 改正の背景と趣旨

相模原市立障害者支援センター条例は相模原市立障害者支援センター松が丘園の設置及び管理について必要な事項を定めるものである。

障害者施策を取り巻く環境は、障害者総合支援法や障害者雇用促進法の改正等により変化しているところ、相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴い、これらの改正等を踏まえ現行規定の適時性を確保するため、実施する事業や利用者の範囲について、適時性の確保を図るための見直しを行うもの。

2 主な改正の内容

(1) 実施する事業に関する規定(第3条)

障害者総合支援法等の改正により、サービス内容の充実が図られる一方で、事業内容等の情報公表制度が創設されるなど、サービスの質の確保・向上の環境整備が図られた。

本市においても、障害福祉サービス事業等を行う事業所数の増加傾向が継続しており、また、各事業所においては障害特性に応じた多様なニーズへの対応が求められるなど、障害福祉サービス等の質の確保・向上に向けた取組が求められているところ。

障害者支援センター松が丘園では、福祉研修センターや基幹相談支援センターにおいて、市内の障害福祉サービス事業所等の従事者等を対象とした人材の確保・育成に係る事業を実施しているため、当該事業の明確化を図る。

(2) 利用できる者の範囲に関する規定(第8条)

障害者雇用促進法の改正により、精神障害者が法定雇用率の算定の基礎に加えられるなど、精神障害者の就労に向けた支援が求められているところ。

障害者支援センター松が丘園では、就労を支援する事業や相談事業において、既に精神障害者を対象として事業を実施しているため、利用できる者として明確に規定するとともに、福祉研修センター等で実施する人材の確保・育成に係る事業に関する規定の明確化に合わせた改正を行うもの。

3 事業経費・財源

現行規定の適時性を確保するための見直しのため、財政影響は無し。

4 今後のスケジュール

平成30年	1月	庁議
	2月	議会上程
	4月	施行

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成30年 1月 23日

案件名	障害福祉サービスに係る基準条例等の改正について													
所管	健康福祉	局	区	福祉	部	障害政策	課	担当者		内線				
概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正(平成28年6月3日公布)に伴い、同法に基づく基準省令の一部を改正する省令が平成30年1月18日に公布された。これに伴い、「相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等、基準条例の一部改正を行うもの。													
審議内容(論点)	改正内容について 今後のスケジュールについて													
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名												
審議(希望)日	関係課長会議	平成30	年	1	月	10	日	政策調整会議		年		月		日
	局・区経営会議	平成30	年	1	月	26	日	政策会議		年		月		日
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期			平成30年3月	定例会議	報道への情報提供	なし					
	パブリックコメント	なし	時期				議会への情報提供	なし						
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報目的外利用等			なし								
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等				調整項目				調整状況			
			企画政策課				パブリックコメントの実施について				調整済			
			総務法制課				議案の内容、日程等について				調整済			
			高齢政策課				共生型サービスについて				調整済			
	打合せ・会議の経過													
		月 日	会議名等				内容							
備考														
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。						(局経営会議)					
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課			企画政策課(代)			財務課(代)			指導監査課				
	障害福祉サービス課			緑障害福祉相談課			中央障害福祉相談課			南障害福祉相談課				
	藤野保健福祉課			高齢政策課			こども・若者政策課			こども家庭課				
	健康福祉総務室			障害政策課										
これまでの庁議での主な意見	<p>障害福祉サービスの利用者が65歳になり、介護保険制度の共生型サービスに移行した際、低所得により今まで自己負担がなかった利用者の負担が発生するのか。</p> <p>低所得者であるなど、一定の要件を満たしたものについては、介護保険制度の1割負担分を障害福祉制度として償還する仕組みへと制度改正が予定されているため、利用者負担は発生せず、円滑に移行できるものと考えている。</p> <p>共生型サービスの事業者として指定する際の審査手数料は徴収するのか。</p> <p>審査手数料は徴収しない。</p> <p>児童に係るサービスの基準改正については、陽光園や各子育て支援センター等に直接影響はあるのか。</p> <p>児童発達支援センターである陽光園については影響はないが、児童発達支援事業所である各子育て支援センター等は、新たな人員配置基準に留意していただく必要があるため、本課としても周知する。</p> <p>事業者に対して今後必要となる手続き等があれば周知していただくとともに、市民から直接相談を受ける窓口担当課への情報提供についてもお願いしたい。</p> <p>承知した。事業者や関係団体への周知に加え、今後、窓口担当課にも情報提供を行う。</p>													

事案の具体的な内容

1 趣旨・経過

改正する条例は、地方分権一括法により整備した条例（以下「基準条例」という。）であり、各基準省令に基づき定めることとされている。

障害者総合支援法等では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討し、見直すことになっており、今回、国の社会保障審議会障害者部会での議論等を踏まえ、平成30年1月18日に改正基準省令が公布（平成30年4月1日施行）されたことから、本市における基準条例の一部改正を行うもの。

2 改正する条例

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係】

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

相模原市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【児童福祉法関係】

相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

相模原市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 条例改正の基本的な考え方

本市の基準条例については、基準省令を基本とした内容（暴力団排除規定等が市独自基準）で定めており、今回の改正内容についても、異なる内容を定める合理的な理由等はないため、基準省令と同様の内容で改正するとともに、省令施行日に合わせ、平成30年4月1日から施行するものとする。

4 条例改正の内容

改正する条例 ~ 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係】

- ・就労定着に向けた支援を行うサービスの新設
- ・地域生活を支援するサービスの新設
- ・重度障害者に対応したグループホームの追加
- ・共生型サービスの追加
- ・その他の改正

改正する条例 ~ 【児童福祉法関係】

- ・居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの新設
- ・児童発達支援事業所の人員配置等の強化
- ・共生型サービスの追加
- ・その他の改正

5 条例改正の効果等

(1) 条例改正による効果

新サービスの創設等により、利用者のニーズに沿った支援がさらに拡充することや、既存サービスの人員配置基準の見直し等により、支援の質の向上が見込まれるなど、市民サービスの向上が図られる。

(2) 事業者への影響

- ・「機能訓練担当職員」等の配置要件が緩和されるなどにより、従来よりも柔軟な事業運営が可能となる。
- ・一方で、従事者の要件が強化されたサービスもあることから、今後、該当する事業所では従事者の配置変更等が必要になるなどの影響がある。

(3) 財政への影響

今回の改正による対応として、現在策定中の障害福祉計画等においてサービスの利用量等を見込んでおり、これらを踏まえた予算となっている。

（国の報酬告示において給付費の基準が全国一律に定められており、今後、新サービスに係る給付費の内容が追加される等、国の報酬告示の改正が予定されている。）

【当初予算要求額（全てのサービス）】 16,007,443（千円） 市単独加算を除く

【条例改正の対象となるサービスに係る予算額】 15,115,338（千円） 市単独加算を除く

6 今後のスケジュール

平成30年	1月26日	局経営会議
	2月	新サービスに関する事業者説明会 新サービスの指定に向けた事前相談 障害者施策推進協議会・事業所協会等への周知 3月議会に上程
	3月	障害福祉サービス事業者等への周知
	4月1日	一部改正条例の施行

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成30年 1月 18日

案件名	介護医療院基準条例の制定及び各基準条例の改正並びに手数料条例の改正について											
所管	健康福祉	局区	保険高齢	部	高齢政策	課	担当者		内線			
概要	<p>介護保険法等の一部改正(平成29年6月2日公布)により、「介護医療院」や、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受ける「共生型サービス」が創設されるとともに、平成30年1月18日に基準省令の一部が改正されたため、介護医療院基準条例の制定、共生型サービスの実施に係る基準の追加等の居宅サービス基準条例等を改正するもの。</p> <p>また、地方自治法施行令の一部改正(平成30年2月の見込)に伴い、県から介護サービス情報公表制度が権限移譲されることなどにより、手数料条例を改正するもの。</p>											
審議内容(論点)	<ul style="list-style-type: none"> 介護医療院基準条例の制定及び本市の独自基準の設定について 居宅サービス基準条例等の改正について 介護医療院に係る審査手数料及び介護サービス情報公表制度に係る調査・公表手数料等について 											
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名										
審議(希望)日	関係課長会議	平成30年	1月	10日	政策調整会議		年		月	日		
	局・区経営会議	平成30年	1月	26日	政策会議		年		月	日		
日程等調整事項	条例等の調整	条例	制定あり 改廃あり	議会上程時期	平成30年3月	定例会議	報道への情報提供	なし				
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	資料提供	平成30年2月				
	審議会等、協議会等の設置	なし		個人情報の目的外利用等	なし							
関係部局との調整	関係部局名等		調整項目				調整状況					
	総務法制課		条例内容等について				調整中					
	経営監理課		審査等に係る手数料の金額設定について				調整済					
	職員課		情報公表制度に係る非常勤職員の任用及び賃金について				調整済					
	企画政策課		パブリックコメントについて				調整済					
	障害政策課		共生型サービスについて				調整済					
打合せ・会議の経過												
月日		会議名等			内容							
H29.12.28		部内打合せ会議			条例の制定及び改正について調整							
備考												
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(局経営会議)					
	議会への情報提供方法について検討する。											
出席課・機関等	総務法制課	職員課	企画政策課	経営監理課	財務課(代)	指導監査課	地域医療課(代)	障害政策課	地域包括ケア推進課	介護保険課	緑高齢者相談課	中央高齢者相談課
	南高齢者相談課	健康福祉総務室	地域保健課	高齢政策課								
これまでの庁議での主な意見	<p>介護療養型医療施設の廃止は、当初平成23年度末であったが延長が繰り返され平成35年度末までとなった。国は今までは何に転換を図ろうとしていたのか。主に介護老人保健施設である。</p> <p>介護医療院が、既存の介護療養型医療施設からの転換が前提であるならパブリックコメントは不要ではないか。パブリックコメントの実施については検討中である。(国が基準省令(案)をパブリックコメントしていること、市独自基準が介護療養型医療施設と同様のため、パブリックコメントを実施しないこととした。)</p> <p>介護医療院への転換の相談はあるか。県の調査では、市内の7施設は今後3年間は転換の意向がないとのことであったが、これから示される介護報酬額により意向が変わる可能性がある。</p>											

1 趣旨及び経過

介護保険法等の一部改正(平成29年6月2日公布)により、「介護医療院」や、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受ける「共生型サービス」が創設されるとともに、平成30年1月18日に基準省令の一部が改正されたため、介護医療院基準条例の制定、共生型サービスの実施に係る基準の追加等の居宅サービス基準条例等を改正するもの。

また、地方自治法施行令の一部改正(平成30年2月の見込)に伴い、県から介護サービス情報公表制度が権限移譲されることなどにより、手数料条例を改正するもの。

2 制定・改正する条例 平成30年4月1日施行(一部 平成30年10月1日施行)

- ・制定 1条例
- ・改正 14条例

3 条例制定・改正の内容

(1) 介護医療院に係る基準条例の制定

省令を基本とし、既存の条例と同様に次の市独自基準を加えて制定する。

暴力団排除規定、重要事項・運営規程の内容の明確化、書類保存期間の延長

(2) 各介護サービス等に係る基準条例の改正(13本)

共生型サービスを居宅・地域密着型・介護予防条例にそれぞれ位置付けるとともに、各条例の所要の改正を行う。

(3) 手数料条例の改正

ア 介護医療院に係る介護保険事業者指定等審査手数料(許可、変更の許可、許可の更新)

介護老人保健施設の許可に準じた手数料を設定する。

イ 介護サービス情報の公表に係る調査・公表手数料

県が徴収している手数料を参考に設定する。

4 介護サービス情報公表制度の移管

(1) 制度の根拠法令

介護保険法第115条の35

1 介護サービス事業者は、～(略)～その提供する介護サービスに係る介護サービス情報を～(略)～都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、～(略)～当該報告の内容を公表しなければならない。
(以下省略)

(2) 制度の概要

利用者等が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報(定員・利用料等の基本情報と運営状況)を介護保険法に基づき都道府県等がインターネット上で提供する制度。介護サービス事業所等は年に1回、サービス情報を市に報告し、市は報告された内容をインターネットで公表する。介護サービス事業所等からの報告内容については市が定期的に訪問調査を行う。公表及び訪問調査は市から指定を受けた法人に委託して実施する。公表・調査を受けた介護サービス事業所等からは手数料を徴収する。

(3) 制度運用の方針

県が実施している事務を継承する。なお、事務の実施に当たり、繁忙期に非常勤職員を任用する。

(4) 予算(平成30年度)

【歳入】

手数料	
公表手数料	6,241,000
調査手数料	10,377,000
合計	16,618,000

【歳出】

委託料	
公表委託	5,393,800
調査委託	11,000,000
小計	16,393,800
賃金	
非常勤職員	224,200
合計	16,618,000

(38日×5,900円)

5 財政への影響

現在策定中の高齢者保健福祉計画において、今回の改正内容と報酬単価を踏まえ、保険給付費を積算しており、別途庁議を実施している。

6 スケジュール

- 平成30年 1月 庁議
2月 市内各施設に情報提供
3月 議会に各条例を上程
政省令公布の状況により、手数料条例、指定の申請者に関する基準条例の改正は追加議案とする(予定)
3月 全事業所を対象に説明会実施
4月 条例施行
訪問介護を多く位置づける場合の市へのケアプランの提出(居宅介護支援基準条例)は10月施行
4月以降、新たな基準条例等に基づき、事業者の指定・指導等を行っていく

健康福祉局経営会議 議事録

開催日 平成30年1月26日(金)

出席者 梅沢副市長 健康福祉局長 福祉部長 保険高齢部長 保健所長
健康福祉総務室長 地域福祉課長 高齢政策課長 地域保健課長(代)
障害政策課長

1 相模原市立障害者支援センター条例の一部改正について

(説明者：福祉部長)

(1) 主な意見等

事業の追加に当たって指定管理者との調整はどのように行っているか。

新たに実施する事業を追加するものではなく、現に実施している事業について規定の明確化を図るものである。

条例改正の目的は。

障害者施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、規定の適時性を確保するものである。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上

健康福祉局経営会議 議事録

開催日 平成30年1月26日(金)

出席者 梅沢副市長 健康福祉局長 福祉部長 保険高齢部長 保健所長
健康福祉総務室長 地域福祉課長 高齢政策課長 地域保健課長(代)
障害政策課長

2 障害福祉サービスに係る基準条例等の改正について

(説明者：福祉部長)

(1) 主な意見等

障害者が65歳になり、介護保険制度におけるサービスを利用する上で、自己負担が発生するなどの影響はあるのか。

自己負担は発生するが、一定の要件を満たした利用者については、障害福祉制度において負担額を償還する。

重度障害者に対応したグループホームについて、運営上の負担は大きいのか。

通常、1つの建物への入居を10名までと規定しているところを、当該グループホームについては20名まで認めることで、スケールメリットを生かした事業運営が期待できる。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上

局経営会議 議事録

開催日 平成30年1月26日(金)

出席者 梅沢副市長 健康福祉局長 福祉部長 保健所長 健康福祉総務室長
地域福祉課長 地域保健課長(代) 保険高齢部長 高齢政策課長

3 介護医療院基準条例の制定及び各基準条例の改正並びに手数料条例の改正について

(説明者：保険高齢部長)

(1) 主な意見等

今後、介護医療院の整備を進めていくのか。

第7期高齢者保健福祉計画では介護医療院の新設は認めず、転換のみを受けることとしている。転換に当っては基準や報酬等について丁寧に説明していきたい。

県の保健医療計画における介護医療院の病床の扱いはどうなるか。

介護療養型医療施設からの転換の場合、引き続き保健医療計画の基準病床数に含まれるが、新設の場合は含まれない。

介護サービス情報公表制度の手数料について他市の状況はどうか。

横浜市、川崎市とも、ほぼ同程度と聞いている。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上